（事故が発生した場合の措置）
第十条　船舶等の衝突、座礁、沈没その他の事故を起こした当事者は、できる限り速やかに他の船舶等の通航を妨げないよう措置するとともに、河川、河川管理施設又は工作物を損傷し、若しくは汚損したとき又はそのおそれがあるときは、事故の日時、場所、概要等を河川管理者に届け出なければならない。
（沈没船舶等の表示）
第十一条　船舶等その他物件が沈没して他の船舶等の通航に支障を及ぼすおそれがある場合には、その船舶等又はその他物件の管理者は、日の出から日没までの昼間は紅色の旗を掲げ、日没から日の出までの夜間は紅色の灯火を見えやすい箇所に掲げる等その存在が認識できるように努めなければならない。
（河川工事区域等の通航の制限）
第十二条　船舶等は、黄色の浮標で明示した河川内の工事の区域を通航してはならない。ただし、当該工事に係る船舶等はこの限りでない。
（作業水域の表示）
第十三条　作業船は、日没から日の出までの夜間、作業している場所を探照灯により照射する等作業中であることが認識できるようにしなければならない。
（特殊用務船舶の特例）
第十四条　船舶等（特殊用務船舶を除く。）は、適正な通航に支障がなく、かつ、実行に適する限り、特殊用務船舶の進路を妨げてはならない。
2　特殊用務船舶がその用務を行うため、やむを得ない必要がある場合には、第五条から第八条、第十二条、第十三条及び第三章の規定を適用しない。ただし、特殊用務船舶は、その時の特殊な状況により必要とされる注意を払わなければならない。
（特殊用務船舶の灯火の表示）
第十五条　特殊用務船舶は、その用務を行っている場合には、原則として紅色の警光灯を表示する等、その用務を行っていることが認識できるようにしなければならない。
（適用除外）
第十六条　人命救助、事故回避に関わる行為をおこなう時は、第四条、第五条、第八条、第九条、第十二条及び第三章の規定の適用を受けない。ただし、その時の状況により必要とされる注意を払わなければならない。
第三章　通航方法制限区域の水域とその通航方法
（通航方法制限区域の水域）
第十七条　通航方法制限区域は、別表第一の水域番号１から11の水域とする。
（通航方法制限区域の通航方法）
第十八条　通航方法制限区域においては、第二章に規定する通航方法によるほか、本章に定める通航方法を適用する。
（水域番号１における通航方法）
第十九条　水域番号１の区域においては、速度制限（徐行・減速）、急発進・急加速・急回転の禁止を適用する。
2　前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二⑴及び⑶の標識により行うものとする。
3　第１項の規定にかかわらず、河川管理者が許可した行為あるいは、漁ろうに従事している船舶又は作業船については、これらの適用を受けないものとする。
（水域番号２における通航方法）
第二十条　水域番号２の区域においては、速度制限（徐行・減速）、非動力船の通航制限、急発進・急加速・急回転の禁止、追越し禁止、回転禁止、すれ違い禁止を適用する。
2　前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二⑴、⑵、⑶、⑷、⑸及び⑹の標識により行うものとする。
（水域番号３における通航方法）
第二十一条　水域番号３の区域においては、船舶の原則進入禁止を適用する。
2　前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二⑺の標識により行うものとする。
3　第１項の規定にかかわらず、河川管理者が許可した行為については、これらの適用を受けないものとする。
（水域番号４における通航方法）
第二十二条　水域番号４の区域においては、速度制限（徐行・減速）、非動力船の通航制限、急発進・急加速・急回転の禁止、追越し禁止、回転禁止、すれ違い禁止を適用する。
2　前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二⑴、⑵、⑶、⑷、⑸及び⑹の標識により行うものとする。
（水域番号５における通航方法）
第二十三条　水域番号５の区域においては、速度制限（徐行・減速）、急発進・急加速・急回転の禁止を適用する。
2　前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二⑴及び⑶の標識により行うものとする。
3　第１項の規定にかかわらず、河川管理者が許可した行為、漁ろうに従事している船舶又は作業船については、これらの適用を受けないものとする。
（水域番号６における通航方法）
第二十四条　水域番号６の区域においては、速度制限（徐行・減速）、非動力船の通航制限、急発進・急加速・急回転の禁止を適用する。
2　前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二⑴、⑵及び⑶の標識により行うものとする。
3　第１項の規定にかかわらず、河川管理者が許可した行為、漁ろうに従事している船舶又は作業船については、これらの適用を受けないものとする。
（水域番号７における通航方法）
第二十五条　水域番号７の区域においては、速度制限（徐行・減速）、非動力船の通航制限、急発進・急加速・急回転の禁止、追越し禁止、回転禁止、すれ違い禁止を適用する。
2　前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二⑴、⑵、⑶、⑷、⑸及び⑹の標識により行うものとする。
（水域番号８における通航方法）
第二十六条　水域番号８の区域においては、速度制限（徐行・減速）、非動力船の通航制限、急発進・急加速・急回転の禁止、追越し禁止、回転禁止、すれ違い禁止を適用する。
2　前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二⑴、⑵、⑶、⑷、⑸及び⑹の標識により行うものとする。
（水域番号９における通航方法）
第二十七条　水域番号９の区域においては、速度制限（徐行・減速）、急発進・急加速・急回転の禁止を適用する。
2　前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二⑴及び⑶の標識により行うものとする。
3　第１項の規定にかかわらず、河川管理者が許可した行為、漁ろうに従事している船舶又は作業船については、これらの適用を受けないものとする。
（水域番号10における通航方法）
第二十八条　水域番号10の区域においては、船舶の原則進入禁止を適用する。
2　前項本文の通航方法を現地において表示する場合は、別表第二⑺の標識により行うものとする。
3　第１項の規定にかかわらず、漁ろうに従事している船舶又は作業船については、これらの適用を受けないものとする。